

入札時における工事費内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正され、建設業者は入札の際に入札金額の内訳を提出することが義務付けられました。

佐川町におきましても、下記によりすべての工事において工事費内訳書の提出を求めることとしましたので、入札参加の際には、必ず工事費内訳書（別添様式参照）を提出してくださいようお願いいたします。

記

- 1 適用期間 平成29年4月1日から入札公告、又は指名する工事から適用
- 2 対 象 建設工事のすべての案件
- 3 工事費内訳書の作成
 - (1) 工事費内訳書の様式は下記の「工事費内訳書」とするが、同様式に記載すべき事項の様式があれば、別様式でも可とする。
 - (2) 工事費内訳書は、代表者名・代表者印で作成するものとする。また、入札会場で作成することは認めず、その作成を代理人に委任することはできない（「代表者」には継続して委任を受けている支店長・営業所長等を含む）。
 - (3) 落札者の工事費内訳書は、契約締結時には請負代金内訳書に代わるものとして取り扱うことができる（発注者が別途必要と認める場合を除く）。
 - (4) 工事費内訳書の取扱いについては特別な定めがあるものを除き入札書の取扱いに準ずる。
- 4 工事費内訳書の提出方法
 - (1) 工事費内訳書は、入札会場で、入札書と同時に投函するものとする。
 - (2) 再度入札にあたっては、工事費内訳書の提出を要しないものとする。
- 5 注意事項
 - (1) 工事費内訳書を提出しない場合は失格とする。
 - (2) 工事費内訳書と入札書記載の工事名等が異なるなどにより、当該入札案件のものと特定できない場合は、失格とする（軽微な誤りの場合は除く）。
 - (3) 工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しないなどにより、当該入札案件のものと特定できない場合は失格とする（軽微な誤りの場合は除く）。
- 6 様式
工事費内訳書（PDF形式）